

令和 5 年度

第 2 回 八代市地域公共交通会議 会議録

令和 5 年 8 月 9 日作成

八代市地域公共交通会議 会長 福島 誠治

【日 時】 令和5年7月24日（月）9時59分～10時45分

【場 所】 八代市役所3階 302会議室

【出席者】 21名 (敬称略)

区分	団体・役職	氏名
会長	八代市 副市長	福島 誠治
委員	産交バス（株） 八代営業所所長	坂田 秀貴
委員	（一社）熊本県タクシー協会 専務理事	吉田 光義
委員	（一社）熊本県タクシー協会八代支部 事業者代表	一川 賢一
委員	八代市地域婦人会連絡協議会 会長	三栗野 恵美子
委員	八代市老人クラブ連合会 会長	橋本 剛
委員	八代市地域協議会連絡会議 会長	徳田 武治
委員	坂本住民自治協議会 副会長	水本 正一
委員	千丁校区まちづくり協議会 事務局長	杵島 道則
委員	鏡まちづくり協議会 事務局長	徳田 司
委員	泉まちづくり協議会 会長	松永 純一
委員	九州運輸局熊本運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）	田村 正宜
委員	国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所 八代維持出張所長	吉田 公隆
委員	熊本県県南広域本部 維持管理課主幹兼課長	渡邊 勇 代理：立道 修一
委員	八代市 土木課長	福浦 亮二 代理：増田 達也
委員	八代警察署 交通第一課長	前田 貴史
委員	八代校長会 会長（八代第二中学校校長）	里永 典隆
委員	肥薩おれんじ鉄道（株） 代表取締役社長	古森 美津代 代理：山下 鎮
委員	氷川町 総務課長	増永 光幸
委員	八代市 経済文化交流部長	野々口 正治
委員	八代市 総務企画部長	濱田 浩介

【関係者】 1名 (敬称略)
産交バス（株） 八代営業所 係長 堺 哲郎

【欠席者】 8名 (敬称略)

区分	団体・役職	氏名
委員	（株）麻生交通 代表取締役	麻生 伸一
委員	（一社）熊本県バス協会 専務理事	富田 廣志
委員	東陽まちづくり協議会 副会長	橋永 高德
委員	九州運輸局熊本運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当）	白石 勇人
委員	全九州産業交通労働組合 副執行委員長	貢 博之
委員	熊本県立大学 教授	柴田 祐

委員	九州旅客鉄道（株）熊本支社 副支社長	船越 稔幸
委員	熊本県 交通政策課 審議員	高松 江三子

【事務局】 総務企画部 総括審議員兼部次長 井上 雄一郎
 総務企画部 理事兼企画政策課長 田島 功一郎
 企画政策課 課長補佐 松本 亨
 企画政策課 主幹兼企画係長 瀬戸口 渉
 企画政策課 主任 西田 雄哉
 企画政策課 主任 岩田 拓也

【議題】

◆協議事項

1. 路線バス及び乗合タクシーの見直しについて 【資料1】
2. 路線バス及び乗合タクシーの協議運賃の改定について 【資料2】

◆報告事項

国土交通省「道路に関する新たな取り組みの現地実証実験（社会実験）」の採択について 【資料3】

【公開状況】 公開

【傍聴者数】 0名

【所管課】 企画政策課 企画係

◆協議事項

1. 路線バス及び乗合タクシーの見直しについて

見直しの対象路線が多数あることから、路線ごとに説明及び質疑を行い、すべての路線の説明後に協議を行った。

<事務局説明概要>

※資料1を用いて内容を説明した。

1) 坂本支所等の整備に伴う工事期間中の対応について(資料1-1)

- ・路線バス及び乗合タクシーの停留所変更について説明

※質疑なし

2) 路線バス坂本線の廃止及び乗合タクシー坂本線の新設について(資料1-2)

①路線バス坂本線の廃止について

- ・産交バス(株)八代営業所 坂田所長及び堺係長より、路線バス「坂本線」を廃止することとなった理由について説明

②乗合タクシー坂本線の新設について

- ・新規乗合タクシー路線の運行事業者、ルート及び時刻等について説明
- ・工事状況を踏まえ、起終点を坂本駅前とする場合と新開橋とする場合の2通りで運行路線の協議を行うことについて説明
- ・工事の進捗により、今回協議する坂本駅前及び新開橋以外を起終点とする路線を新設する必要がある場合は、書面にて協議を行うことについて説明

<発言要旨>

- A 委員：路線バス坂本線の廃止及び乗合タクシー坂本線の新設については、路線バスが乗合タクシーに変更となるがサービスとしては何ら後退することはないと考えているので、住民自治協議会としては変更については何ら問題ないと思っている。

3) 乗合タクシー鮎尾～坂本線の運行内容の見直しについて(資料1-3)

- ・運行時刻の変更について説明

※質疑なし

4) 乗合タクシー百済来～坂本線の見直しについて(資料1-4)

- ・路線不定期運行を廃止し、区域運行として新設することについて説明
- ・新規路線の運行形態、運行地域、運行便数、運行時刻及び運賃等について説明
- ・当該路線について、運行対象地域または利用料金の変更を伴わない運行内容の変更については「軽微な変更」として取り扱うこととし、本会議による協議を経ずに国に届け出ること及びその変更内容は本会議の「報告事項」として取り扱うことについて説明

- ・新規路線が地域内フィーダー系統補助の要件を満たすことについて説明

<発言要旨>

- B 委員：乗合タクシー百済来～坂本線の見直しは、路線不定期運行から区域運行への変更であり、運行方法の箇所に「運行地域内の乗降地点で乗降を行う」と記載されているが、この乗降地点とは図にある、元の路線不定期の運行路線にある乗降ポイントのことか。
- 事務局：ご指摘のとおり。元の路線不定期の乗降ポイントを引き継ぐことを予定している。
今後、地域からもっと地区に入り込んでほしい等、乗降ポイントの増減についての希望が想定されるため、その際には「軽微な変更」として取り扱う。
- B 委員：区域が点線で囲われているが、現時点では元々の路線不定期の乗降ポイントで乗降するということか。
- 事務局：基本的にはそのように考えている。
- B 委員：今後のことを踏まえて区域運行とするものの、区域と言いながら、路線不定期を存続するような形ということか。
- 事務局：そのとおり。
- B 委員：この区域の中には路線バスはないということによいか。
- 事務局：路線バスはない。一部、坂本駅前付近を路線バスが走っているが、10月には廃止予定。

5) 乗合タクシー中津道～坂本線の運行内容の見直しについて (資料 1-5)

- ・運行日と運行便数の変更について説明
※質疑なし

6) 乗合タクシー深水～八代線の運行内容の見直しについて (資料 1-6)

- ・運行日と運行便数の変更及び停留所の追加について説明
※質疑なし

<発言要旨>

- 福島会長：路線バス及び乗合タクシーの見直しについては、原案のとおりとしてよいか。
※異議なし
国土交通省への申請に係る手続きについては事務局に一任とします。
- 福島会長：ご承認いただいた乗合タクシー百済来～坂本線については、フィーダー系統補助の要件を満たすことから、令和5年度第1回地域公共交通会議で承認いただいた内容に新規対象系統として追加します。

また、こちらについても国土交通省への変更届出に係る手続きにつきましては、事務局に一任することとします。
※異議なし

2. 路線バス及び乗合タクシーの協議運賃の改定について

<事務局説明概要>

※資料2を用いて内容を説明した。

1) 路線バス(乗合バス)の上限運賃改定の申請について (資料2-1)

- ・産交バスの運賃改定について、値上げとなる背景等を説明
※産交バス(株)八代営業所 坂田所長から説明

2) 路線バス・乗合タクシーの協議運賃改定について(資料2-2)

- ・産交バスが令和5年10月1日から運賃改定することに伴い、協議運賃としている循環バスと乗合タクシーの均一運賃及び路線バスの上限運賃を改定することについて説明

3) 系統別運賃一覧[R5.10.1~](資料2-3)

- ・10月1日以降の八代市内の路線バス・乗合タクシーの運賃について説明
- ・協議事項1.「路線バス及び乗合タクシーの見直しについて」で承認された新規路線にも、改定された運賃が適用されることを説明

<発言要旨>

※委員から発言なし

福島会長：意見等はないか。ないようならば、原案のとおりとしてよいか
※異議なし

本件については原案のとおり承認します。

※田浦線について関係者となる芦北町には、7月24日付で書面にて同意を得た。

◆報告事項

<事務局説明概要>

※資料3を用いて説明した。

国土交通省「道路に関する新たな取り組みの現地実証実験(社会実験)」の採択について

- ・国土交通省に「道路に関する新たな取り組みの現地実証実験(社会実験)」として本市の提案し、令和5年6月29日に採択された「デジタル予約アプリを活用したモビリティ・ハブ実証実験」の概要及び進捗について今後も本会議で報告することについて説明

< 発言要旨 >

福島会長：海外クルーズ船の来航も復活し、新八代駅からくまモンポートにどのようにして行ったらいいのかという問い合わせが増えてきており、本市においても大きな課題となっている。今回、国土交通省から選定いただいたのでしっかりと実証実験に取り組んでまいりたい。
※報告事項については、委員から発言なし

◆その他

※その他については意見等無し

【協議結果】

協議事項

1. 路線バス及び乗合タクシーの見直しについては、原案のとおり協議が調った。
また、乗合タクシー百済来～坂本線を地域内フィーダー系統として変更届を提出することについても承認され、国への手続きについて事務局に一任されることとなった。
百済来～坂本線については、運行対象地域または利用料金の変更を伴わない運行内容の変更については「軽微な変更」として取り扱い、本会議による協議を経ずに国に届け出ること及びその変更内容は本会議の「報告事項」として取り扱うことについても承認された。
2. 路線バス及び乗合タクシーの協議運賃の改定については、原案のとおり協議が調った。